

大口町告示第107号

大口町自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第6条により撤去した自転車について、大口町自転車駐車場の管理運営に関する規則第3条により告示する。

平成21年5月7日

大口町長 酒井 鎧

記

1 撤去年月日 平成21年5月1日（金）

2 撤去自転車の特徴等 下記のとおり

番号	防犯登録	車体色	車体番号	備考
1	岐阜L215276	黒	I5S06554	
2	07-ワ-84515	シルバー	V07E22378	
3		シルバー	120121565	
4	99-ヤー-30169	シルバー	M8F10793	

3 保管場所 大口町役場内撤去自転車一時保管場所

4 引渡し場所 大口町役場 地域協働部 町民安全課

5 引渡し時間 開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時まで

6 必要な手続き 撤去自転車引渡申請書兼取引書による

7 その他 認印及び身分証明書を持参のこと